

山梨県幼児教育振興プログラム

～幼児教育の質の向上を目指して～

(素案)

令和 4 年 3 月

山 梨 県

山梨県教育委員会

山梨県幼児教育振興プログラムにおける用語について

本プログラムの利活用の便宜上、以下のとおり統一した用語を使用します。

用 語	内 容
幼児	0 歳から小学校及び特別支援学校小学部就学前までの全ての子ども ＜参考＞国の要領等の呼称 ・幼稚園教育要領 → 「幼児」 ・保育所保育指針 → 「子ども及び乳児」 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 → 「園児」
幼稚園・保育所・ 認定こども園 (幼児教育施設)	幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、保育所(地域型保育事業所、認可外保育施設を含む)、認定こども園(幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地域裁量型認定こども園)
保育者	「幼稚園・保育所・認定こども園」で教育・保育に従事する者
小学校	小学校及び特別支援学校小学部
幼児教育	「幼稚園・保育所・認定こども園」の「幼児」に対して行われる教育・保育

目 次

I プログラム策定の基本的な考え方

1 策定の背景	1
2 策定の趣旨	2
3 プログラムの位置付け	2
4 実施期間	2

II 本県における幼児教育の現状と課題 3

III 幼児教育の目指す方向

1 目指す幼児教育	17
2 プログラム推進に当たっての求められる基本的な姿勢	18
3 基本方針と重点目標	19

IV 施策の具体的な内容

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園における

幼児教育の充実 20

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上 23

基本方針3 特別な配慮を必要とする幼児への

幼児教育の充実 26

基本方針4 保幼小連携・接続の推進 28

基本方針5 家庭・地域における幼児教育の充実 29

基本方針6 幼児教育推進体制の強化・充実 30

参考資料

関連資料等	31
令和3年度幼児教育推進委員会	36

I プログラム策定の基本的な考え方

1 策定の背景

<国の動向>

- 平成18年に全面改正された教育基本法（平成18年法律第120号）において、幼児教育の重要性がうたわれ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされました。
- 平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）がスタートしました。新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園のそれぞれの創意工夫を生かした良質かつ適切な幼児教育の提供体制を整備することとされ、実施主体である市町村は、域内の幼児教育について、一体的にその量の拡充・質の向上を図ることが求められています。
- 平成29年3月、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」という。）が同時改訂され、これまで、それぞれの施設類型別に幼児教育を推進・実施してきた状況を改めるべく、全ての施設を「幼児教育施設」と位置付け、子どもに育みたい資質・能力¹等を共通化して明確にし、幼児期から小学校・中学校・高等学校まで一貫して育成することが示されました。
- 令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子どもを対象とする、幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化が実施されています。これにより、幼児教育分野に対する公的投資が大きくなり、それに見合うだけの質の高い幼児教育が求められるようになっていきます。

<県の取組>

- こうした国の動きを受け、県及び県教育委員会では、幼児教育の一層の充実を図るため、令和元年6月策定の「山梨県教育大綱」中の「山梨県教育振興基本計画」の施策項目に「幼児期における質の高い教育の推進」を掲げました。
- この取組の一環として、令和2年10月、山梨大学内に、幼児教育の推進拠点となる「やまなし幼児教育センター」を設置しました。

¹（1）豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」（2）気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」（3）心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 策定の趣旨

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、本県の子どもの健やかな成長を期する上で、今後更なる質の向上を図っていくことが求められています。
- そのためには、本県の幼児教育の現状や課題を踏まえ、今後必要な取組が関係者や関係機関の理解と協力を得ながら、遺漏なく計画的に実施される必要があります。
- やまなし幼児教育センター発足後、「幼児教育実態把握に関する調査」を実施し、これを基に令和3年6月、有識者等からなる「幼児教育推進委員会」²を設置し、幼児教育の振興や推進について活発な意見交換を行ってきました。
- 本プログラムは、これらの意見を基に、今後の取組や施策の方向性を取りまとめたものであり、今後、関係者間で共有しながら、着実に取り組んでまいります。
- こうした取組により、全国に先駆け、本県が導入した小学校1・2年生の25人学級との円滑な接続が図られ、子どもたちが切れ目なく安心して学び続けられる環境の飛躍的な改善が期待できます。
- また、本県の児童・生徒は、全国学力・学習状況調査の質問紙調査から、全国的に見ても自己肯定感が高い結果が出ている中、本プログラムを着実に実践し、幼児教育段階から幼児一人ひとりの自己肯定感を育むことにより、本県の子ども達の自己肯定感の更なる伸長が図られることと考えています。

3 プログラムの位置付け

- 「山梨県教育大綱」中の「山梨県教育振興基本計画」に掲げた「幼児期における質の高い教育の推進」を図るためのアクションプランであります。
- 本プログラムの実施に当たっては、全国に先駆けて実現した小学校1・2年生の25人学級等の様々な教育施策や「第二期やまなし子ども・子育て支援プラン」（令和2年3月策定）に基づく取組との密接な連携を図ることとします。

4 実施期間

本プログラムの実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、「山梨県教育振興基本計画」（令和元年度から令和5年度）の改訂、国や県の動向等に応じ、見直しを行うこととします。

² 山梨県における幼児教育の更なる質の向上を図るため、またやまなし幼児教育センターの円滑な運営と実効ある事業の推進について検討するために設置された委員会

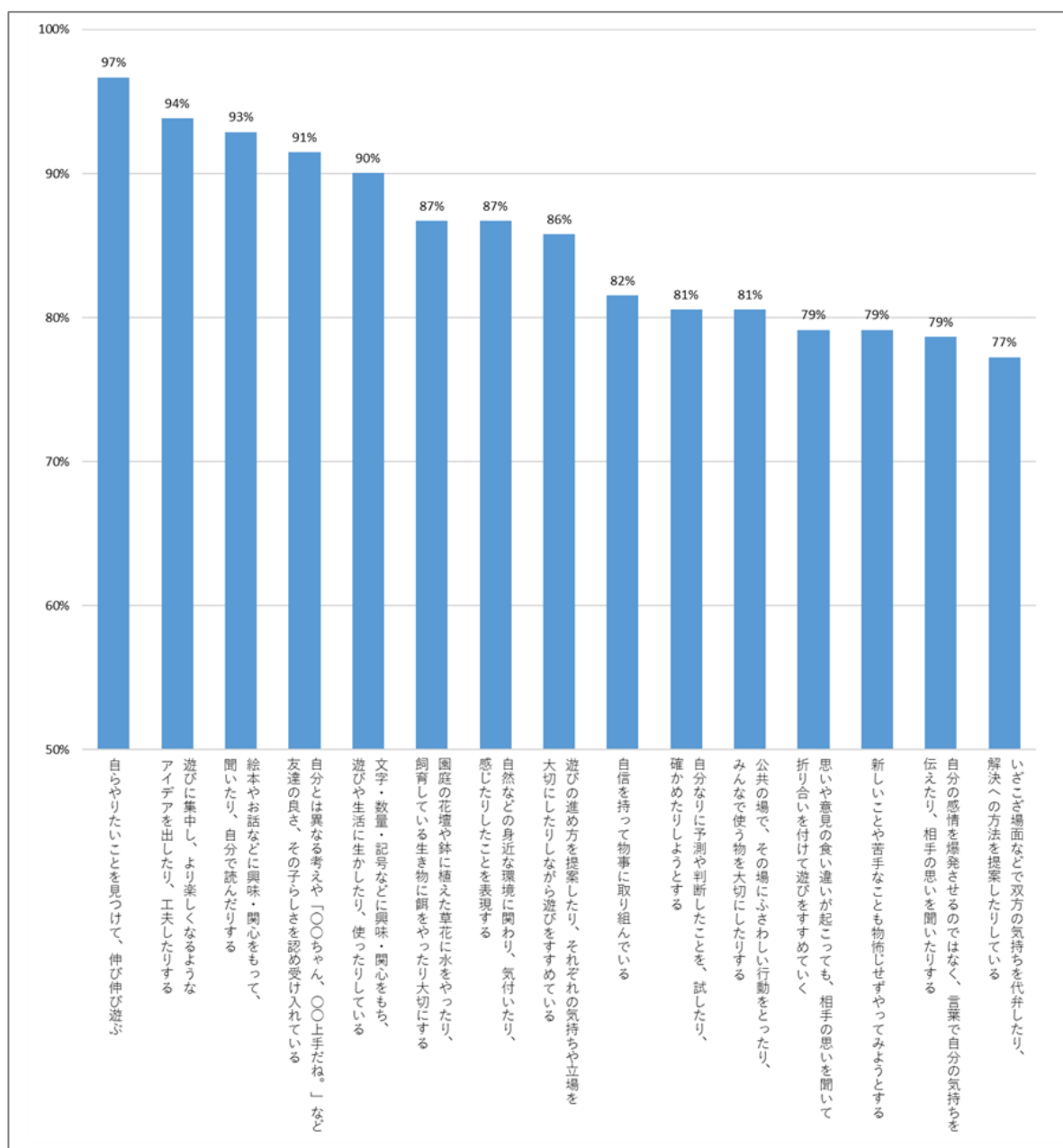
Ⅱ 本県における幼児教育の現状と課題

令和2年12月に実施した、幼児教育施設、家庭、小学校、子育て支援施設における幼児教育及び小学校教育への接続に関する調査（「令和2度幼児教育実態把握に関する調査の結果」令和3年3月山梨県教育委員会）や抽出した幼稚園・保育所・認定こども園における聞き取り調査、有識者による意見交換等の結果、本県における幼児教育の現状と課題を以下のとおり取りまとめました。

Ⅰ 幼稚園・保育所・こども園、家庭における幼児の育ち

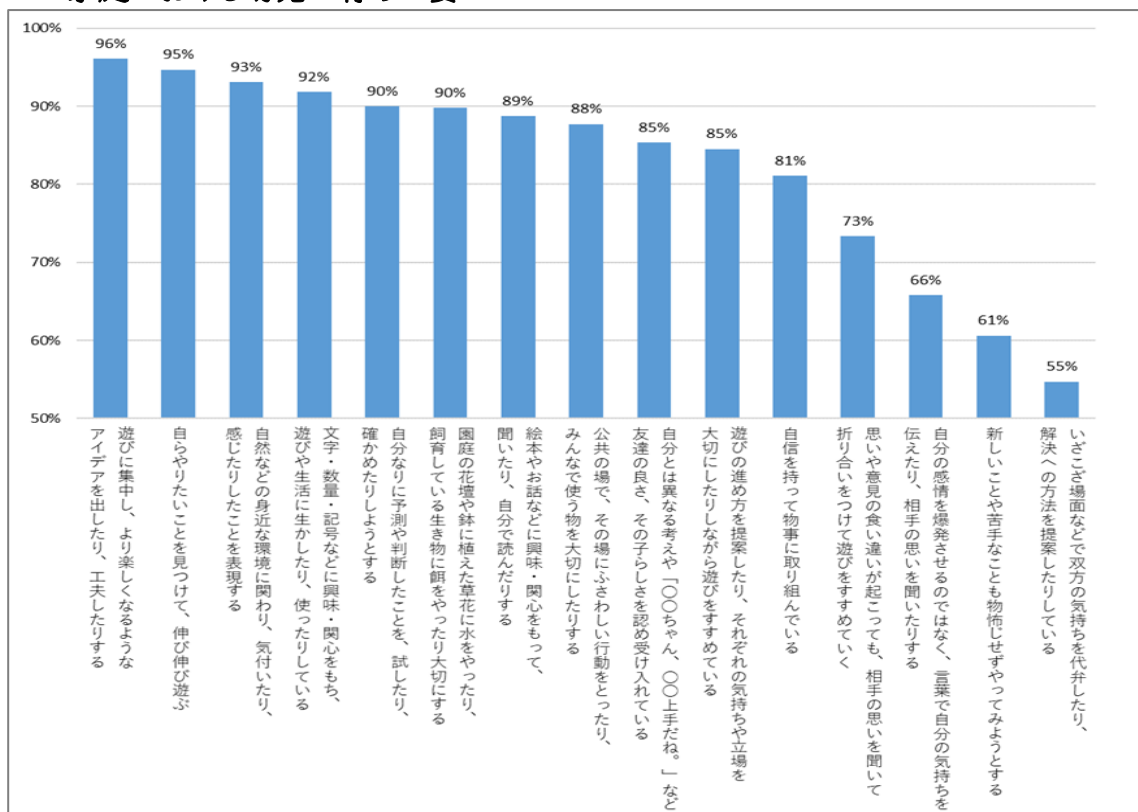
（Ⅰ）現状

幼稚園・保育所・認定こども園における幼児の育ちの姿



【年長児担任211件 回答 あてはまる姿を選択】

家庭における幼児の育ちの姿



【長児保護者1,409件 回答 あてはまる姿を選択】

調査の結果、「幼児の育ち」の状況については、保育者及び保護者とも、多くの項目で「あてはまる」とした回答率が高い中でも、

- ・「遊びに集中し、より楽しくなるようなアイデアを出したり工夫したりする」
 - ・「自らやりたいことを見つけて、伸び伸び遊ぶ」
- と捉えている率が高い一方で、
- ・「思いや意見の食い違いが起こっても、相手の思いを聞いて折り合いを付けて遊びをすすめていく」
 - ・「自分の感情を爆発させるのではなく、言葉で自分の気持ちを伝えたり相手の思いを聞いたりする」
 - ・「新しいことや苦手なことも物怖じせずやってみようとする」
 - ・「いざこざ場面などで双方の気持ちを代弁したり、解決への方法を提案したりしている」
- の項目が他と比べて低い率となっています。

こうしたことから、本県の幼児の育ちについては、自分を主張でき、楽しさを見つけ、表現する力を付けている一方で自己調整能力（幼稚園教育要領等で示された5つの領域³の「人間関係」の領域）は、発展途上と捉えることができます。

(2) 課題

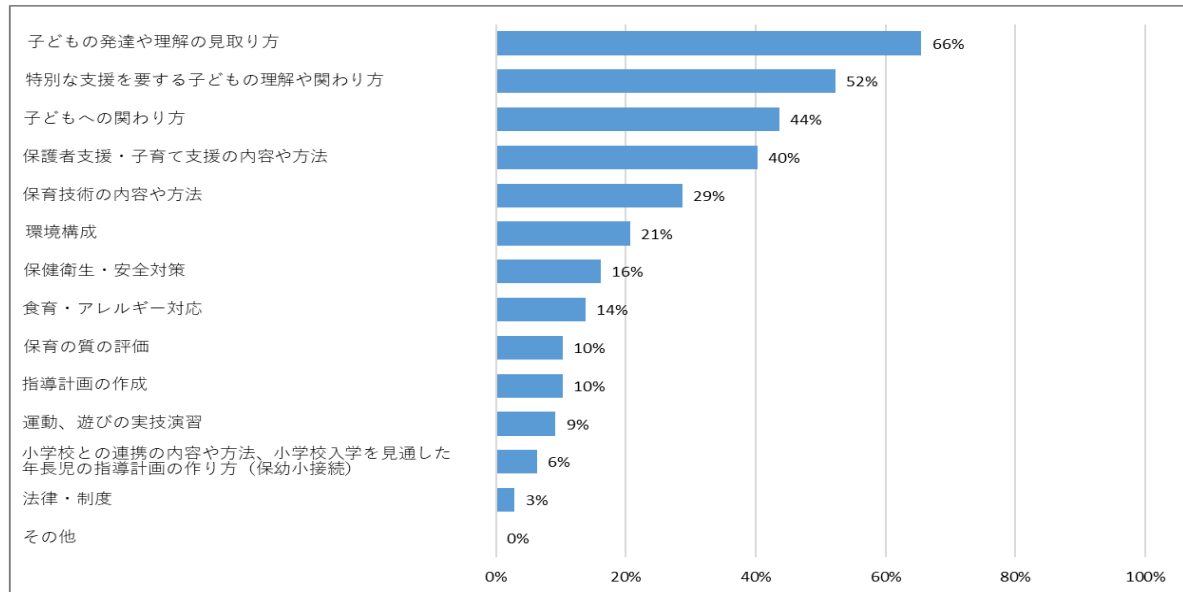
幼稚園教育要領等で示された5つの領域において、幼児の健やか成長を実現するためには、各幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の内容や方法について、更なる改善・充実を図る必要があります。

³ 幼稚園教育要領等に示されている各領域は、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、及び感性と表現に関する領域「表現」として示したものの

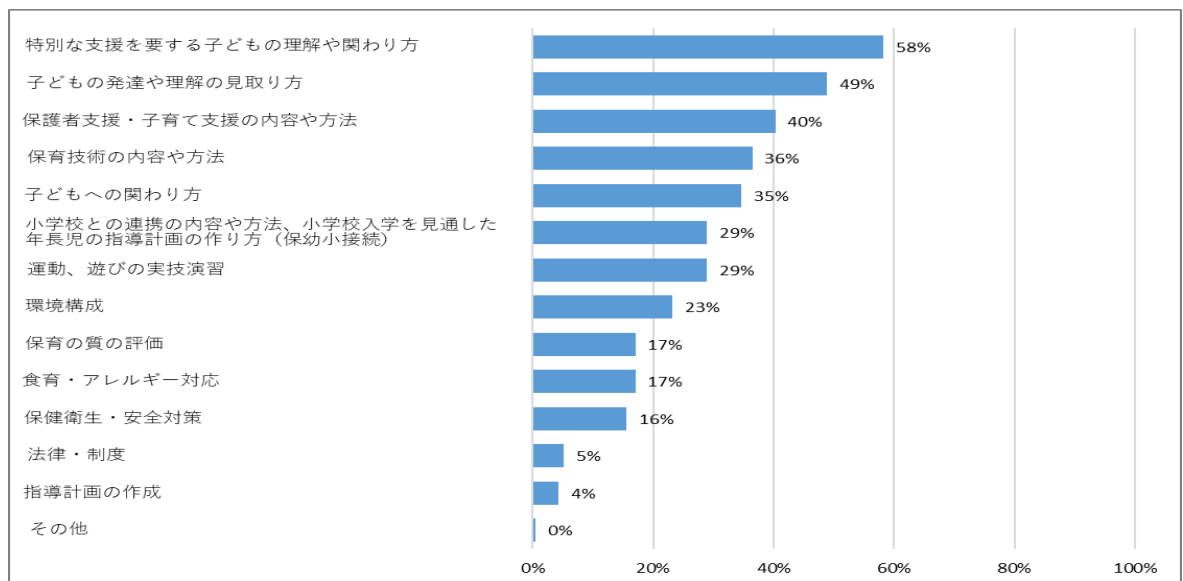
2 保育者の資質・能力を高める取組

(1) 現状

① 保育者の資質向上のために必要な研修



【園長・所長174件 回答 特にあてはまるもの3つまで選択】



【年長児担任211件 回答 特にあてはまるもの3つまで選択】

保育者に必要な研修について、園長・所長及び担任とも

- ・「子どもの発達や理解の見取り方」
- ・「特別な支援を必要とする子どもの理解や関わり方」
- ・「保護者支援・子育て支援の内容や方法」

を上位に選んでいます。

一方担任は、

- ・「小学校との連携の内容や方法、小学校入学を見通した年長児の指導計画の作成の作り方」
- ・「運動・遊びの実技演習」

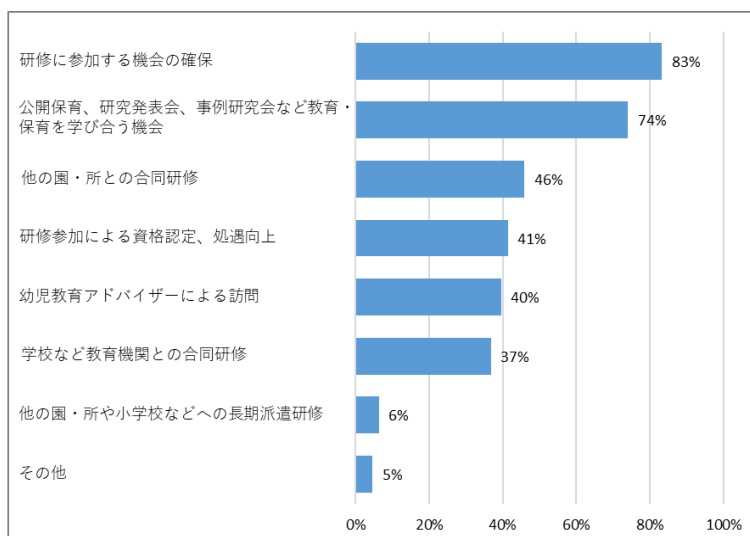
について、園長・所長と比較して高い率で必要な研修と捉えています。

②研修に関して必要な仕組み

研修に必要な仕組みとして、
・「研修に参加する機会の確保」
を選択した保育者が突出して多く、研修への参加が容易でない幼稚園・保育所・認定こども園の実状を反映していると思われます。

また、
・「公開保育、研究発表会、事例研究会など教育・保育を学び合う機会」
・「他の園・所との合同研修」

など、共に高め合う研修方法が必要と認識している幼稚園等も多くあります。

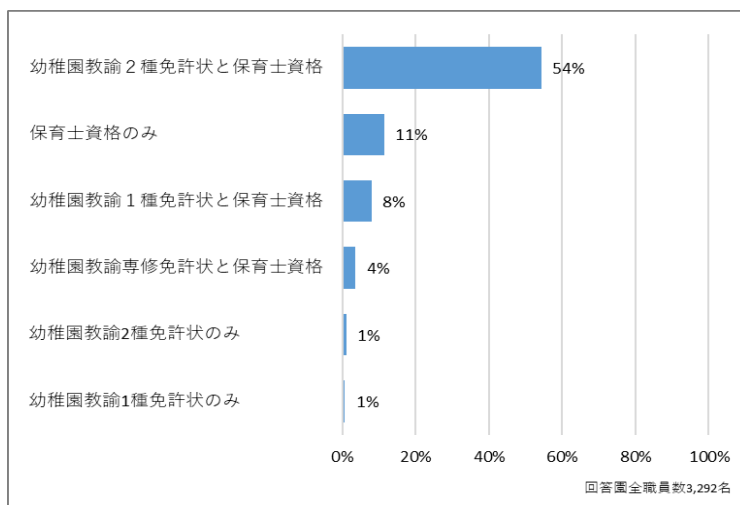


【園長・所長174件 回答 あてはまるのも全て選択】

③免許・資格の保有

本県の保育者の免許・資格の保有状況で、最も多いのが、「幼稚園教諭2種免許状と保育士資格」の併有者でした。回答のあった幼稚園・保育所・認定こども園の全職員の内、幼稚園教諭・保育士資格の所有者のみを対象に、この併有者の割合を算出すると83%になります。

また、幼稚園教諭免許状の所有者の内訳を見ると、2種免許状の所有者が81%と最も多く、1種免許状所有者が13%、専修免許状所有者が6%となっています。



【園長・所長174件 回答】

(2) 課題

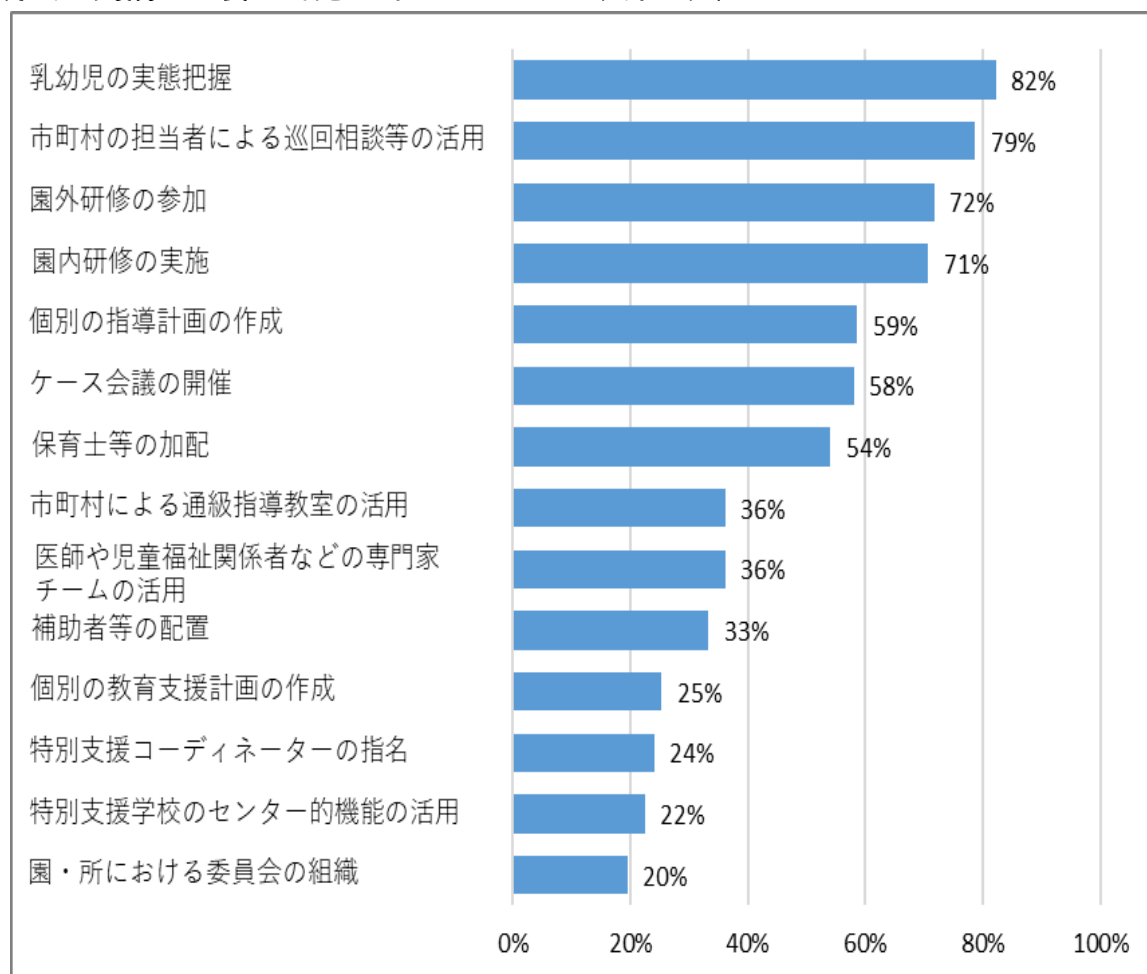
保育者の経験年数や階層等に応じて、必要とされる研修を実施するとともに、研修に参加しやすい方法や能動的な学びを促す機会の創出等についても検討する必要があります。

また、教員免許状と保育士資格の併有率を更に高めるとともに、保育者の専門性の向上を図る観点から、上位免許状の取得を促進する必要があります。

3 配慮を必要とする幼児への教育・保育

(1) 現状

特別な支援が必要な幼児に対応するための体制や取組



【園長・所長174件 回答 行っているもの全て選択】

やまなし幼児教育センターが実施している「幼児教育アドバイザー訪問事業」において、各幼稚園・保育所・認定こども園からは、「配慮を必要とする幼児」に対するアドバイスを求める声が多く、また前述の「保育者の資質向上のために必要な研修」(P5)による調査結果においても「特別な支援を要する子どもの理解や関わり方」が必要との回答率が高い等、現在、この問題は、各幼稚園等が直面する重要な課題となっています。

上記の調査結果によれば、各幼稚園等では、様々な取組を行っていますが、各幼稚園等のみの対応では限界があるとの指摘がなされています。

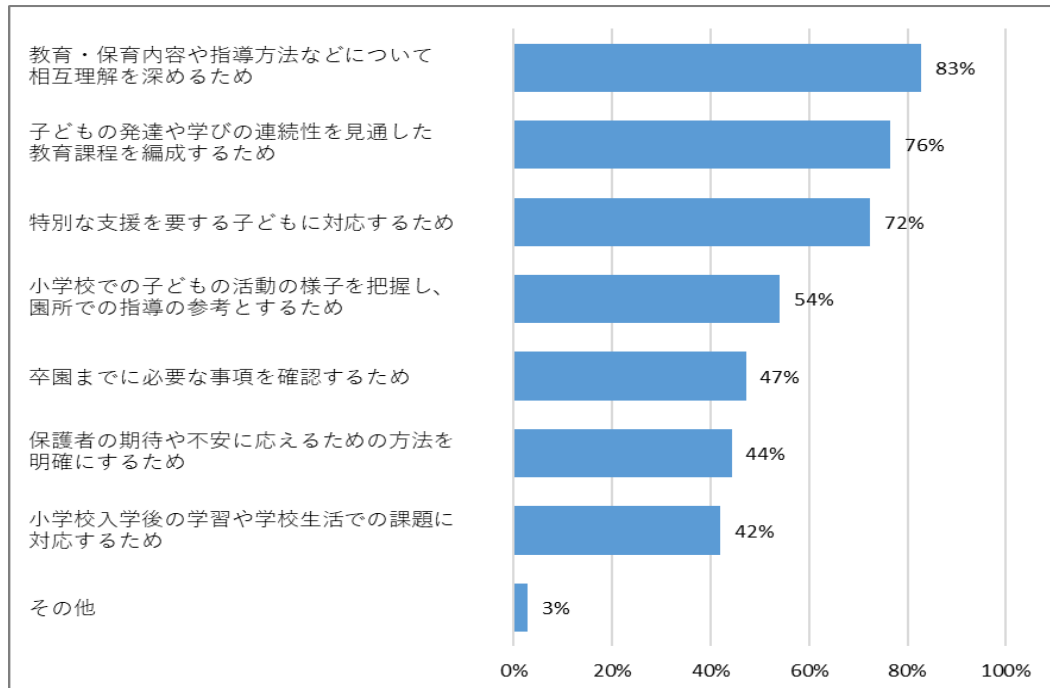
(2) 課題

特別な配慮を必要とする幼児への指導・支援について保育者の理解を深めるとともに、家庭・地域・専門機関・関係機関等と連携し、切れ目ない支援を行うことが必要です。

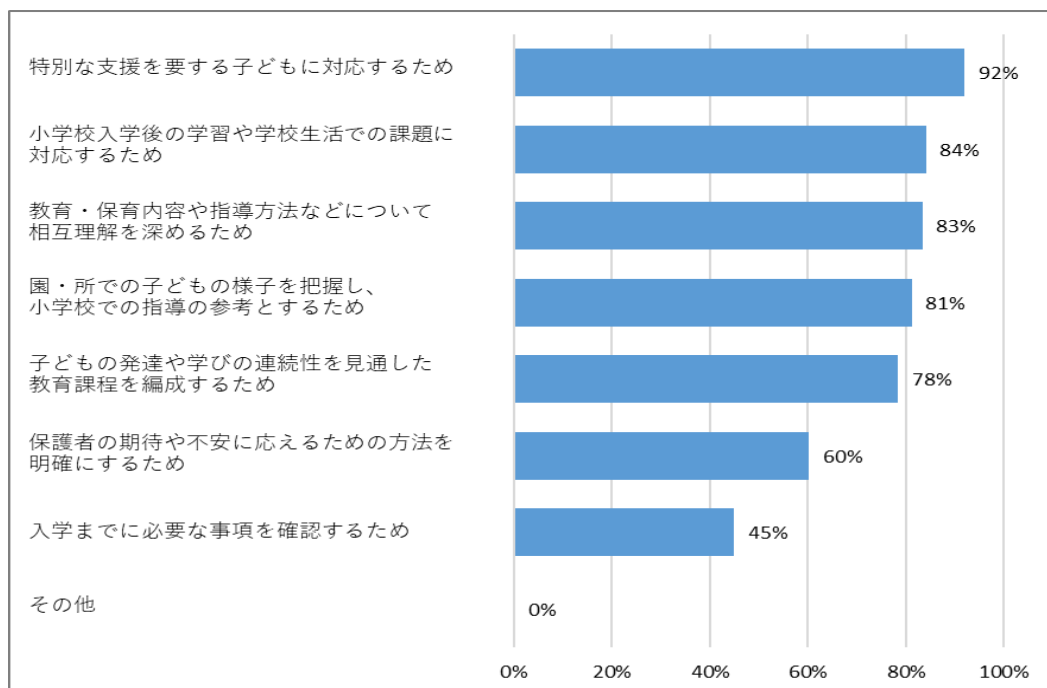
4 保幼小連携・接続

(1) 現状

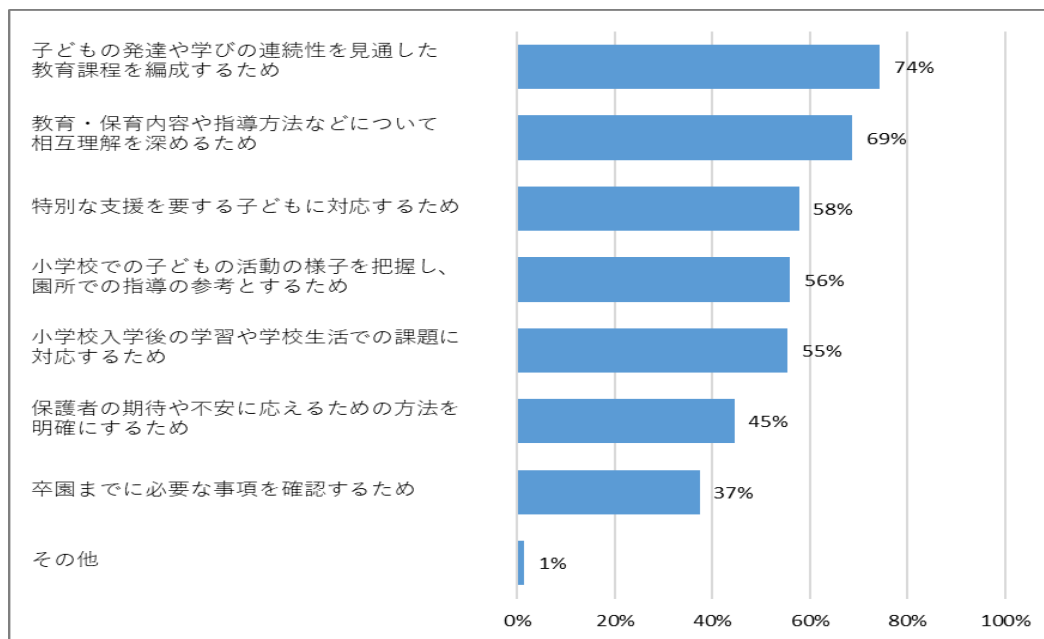
①保幼小連携・接続の意義



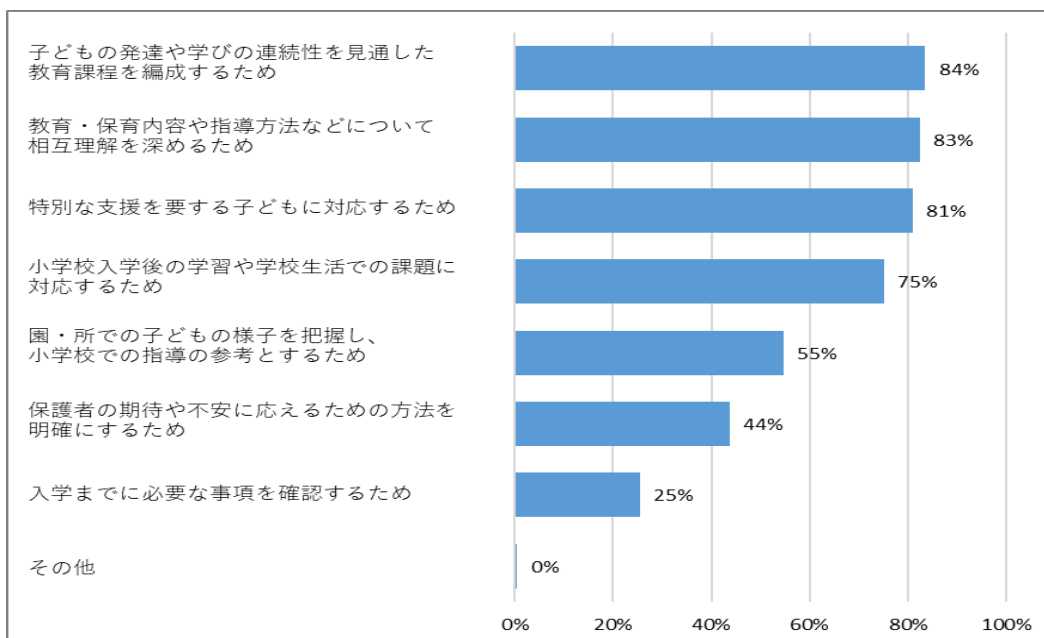
【園長・所長174件 回答 あてはまるもの全て選択】



【校長138件 回答 あてはまるもの全て選択】



【年長児担任211件 回答 あてはまるもの全て選択】



【1年生担任201件 回答 あてはまるもの全て選択】

保幼小連携・接続の意義について、幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校のいずれも

・「子どもの発達や学びの連続性を見通した教育課程を編成するため」

・「教育・保育内容や指導方法などについて相互理解を深めるため」

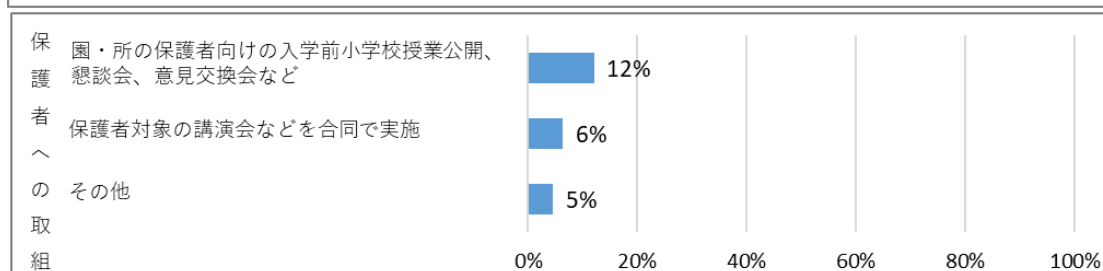
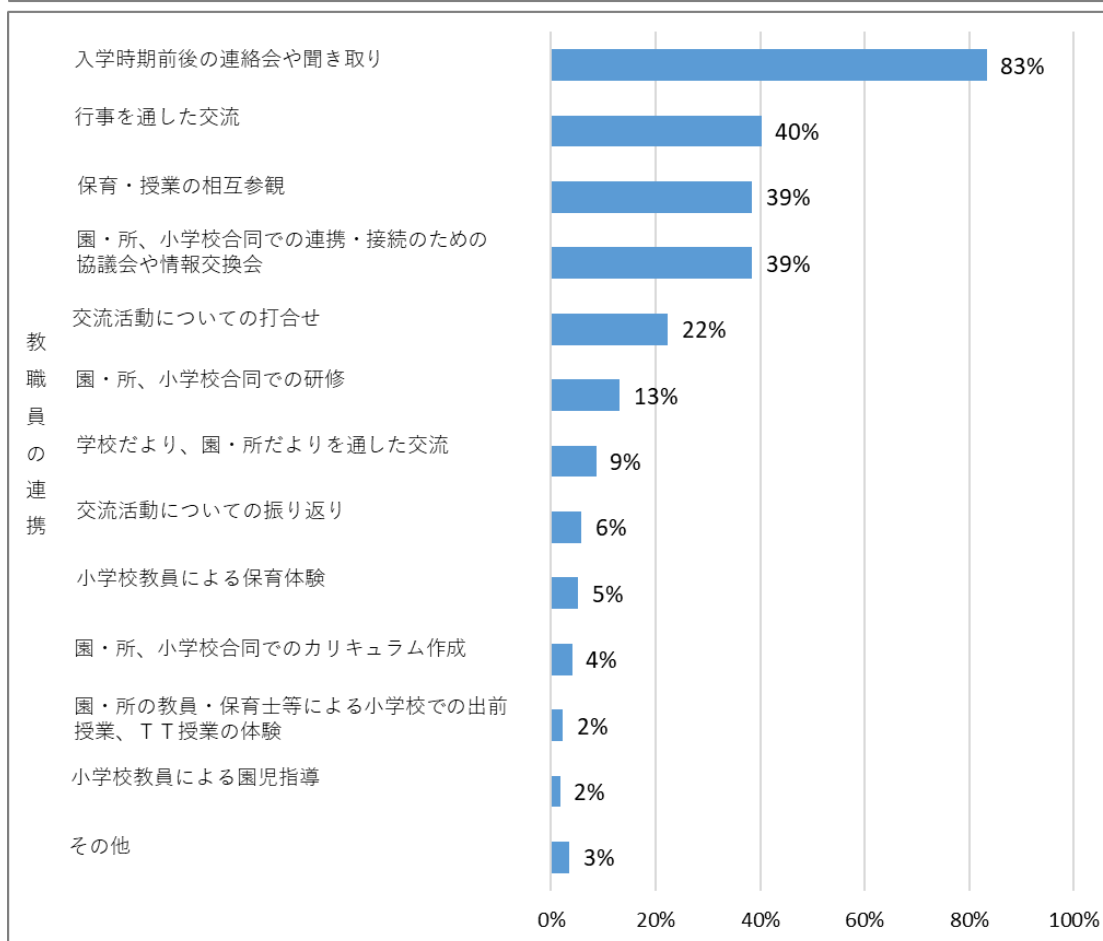
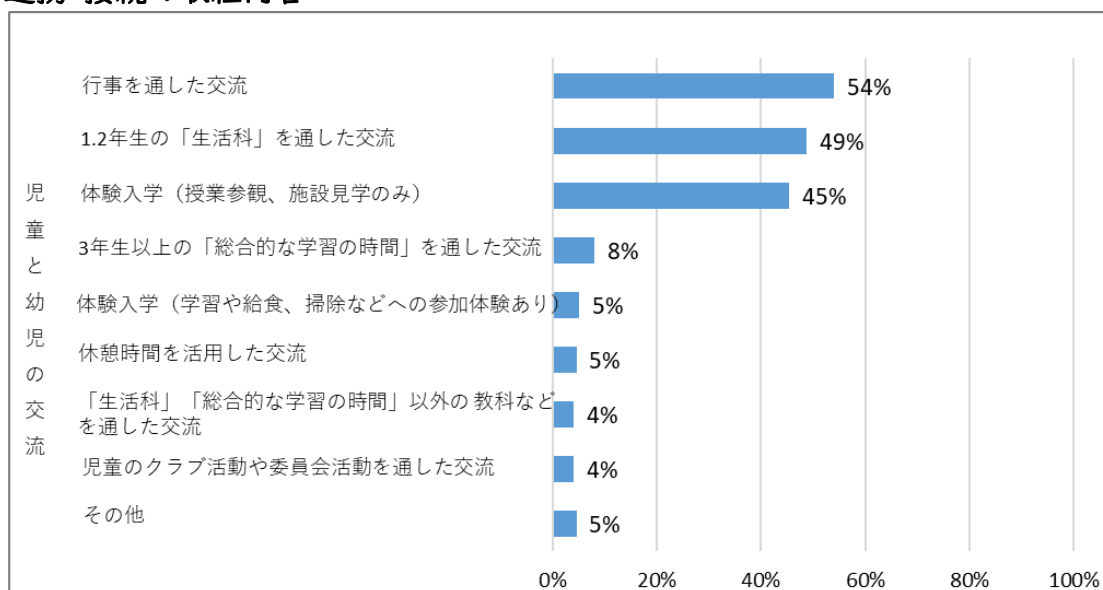
を上位、もしくは高い率で選択しています。

また、

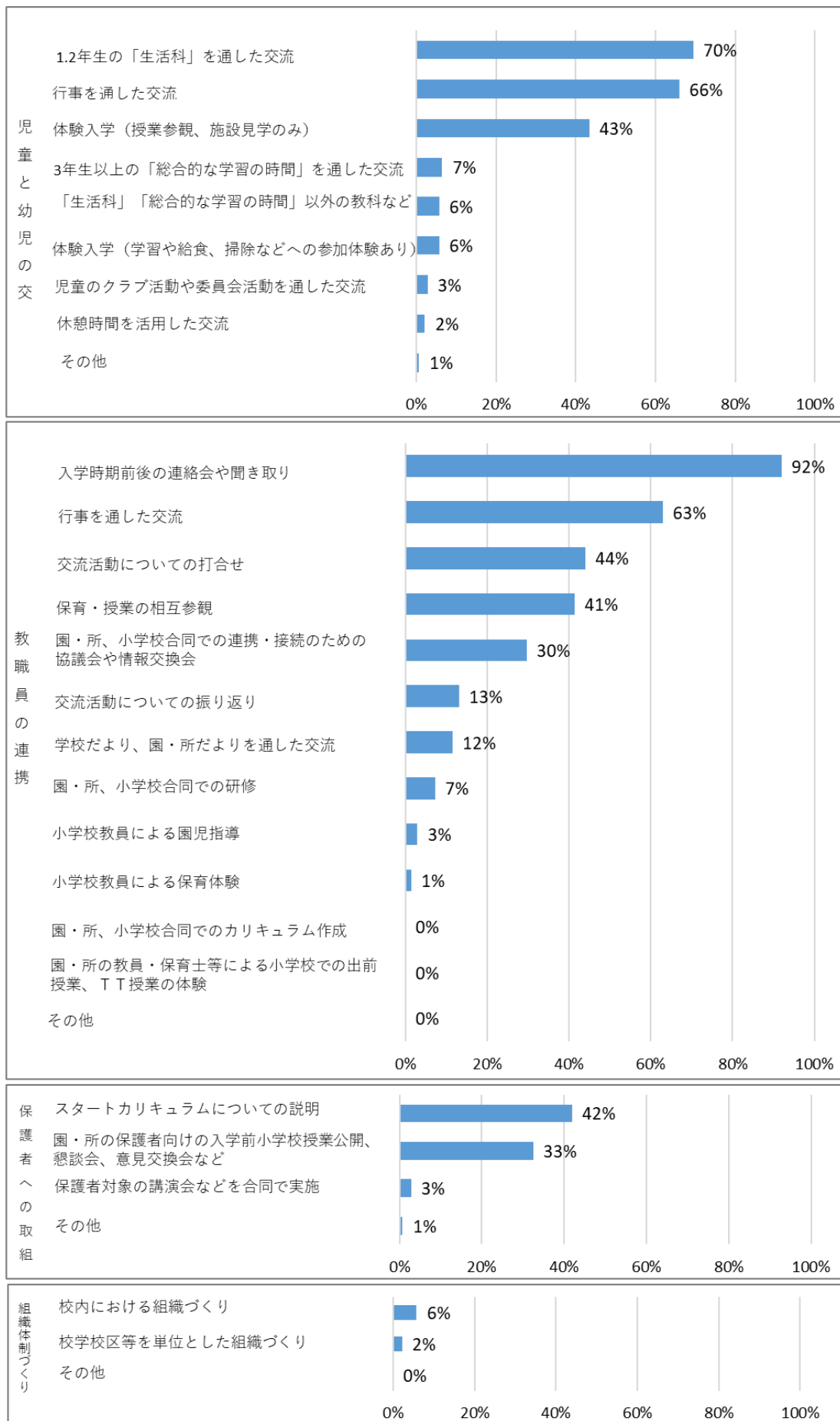
・「特別な支援を要する子どもに対応するため」

についても同様ですが、特に小学校においては、校長の回答が1位、1年生担任の回答が3位となっており、現在学校が直面する課題（P8～P9参照）への対応という点からも保幼小連携・接続の必要性が高まっています。

②連携・接続の取組内容



【園長・所長174件 回答 あてはまるもの全て選択】



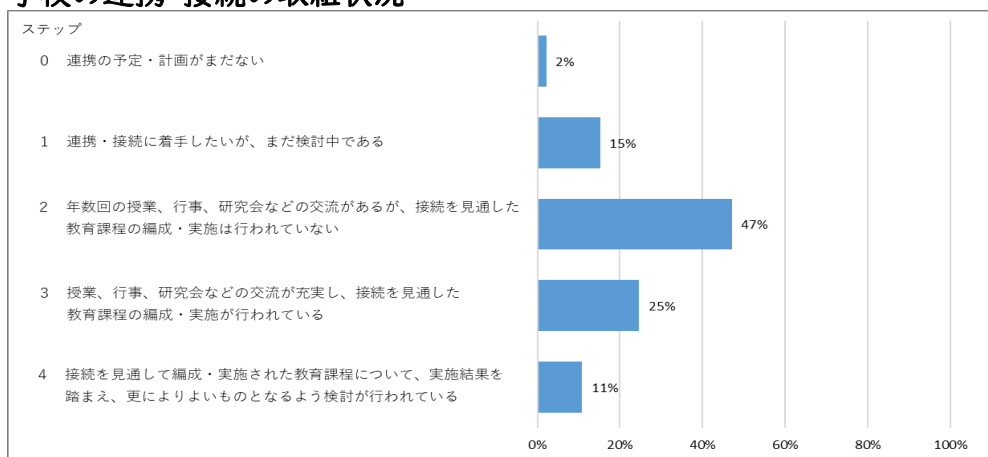
【校長138件 回答 あてはまるもの全て選択】

児童と幼児の交流として、「行事を通じた交流」「1,2年生の「生活科」を通じた交流」「体験入学」を、多くの学校で実施しています。

また、教職員の連携としては、「入学時期前後の連絡会や聞き取り」は、ほとんどの学校等で実施されています。また、行事を通して交流し教職員同士の連携を図っている学校等もあります。

一方で、保護者への取組を進めている学校等は少なく、また、小学校における、保幼小連携・接続に関わる組織体制づくりが進んでいない状況が見られます。

③小学校の連携・接続の取組状況

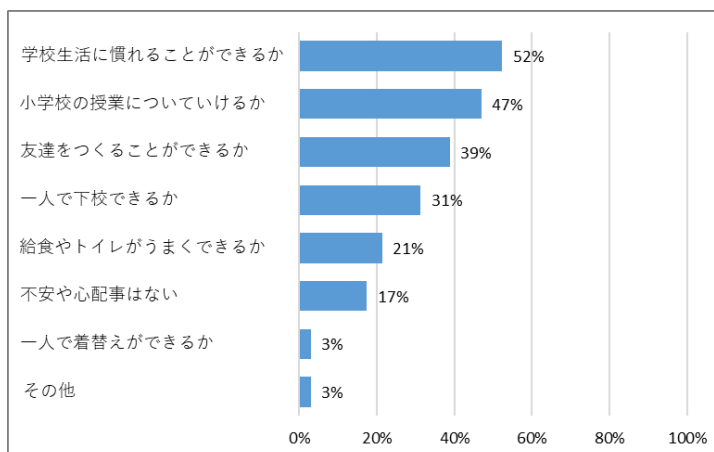


【校長138件 回答】

小学校の連携・接続の取組については、6割を超える学校が、ステップ0～ステップ2の段階に留まっている状況です。

④就学への保護者の心配事

幼稚園・保育所・認定こども園の保護者の内、「不安や心配事はない」の回答は17%であり、多くの保護者は、学びや生活環境が変わる小学校への入学に何らかの不安を感じています。



【年長児保護者1,409件 回答 あてはまるもの全て選択】

(2) 課題

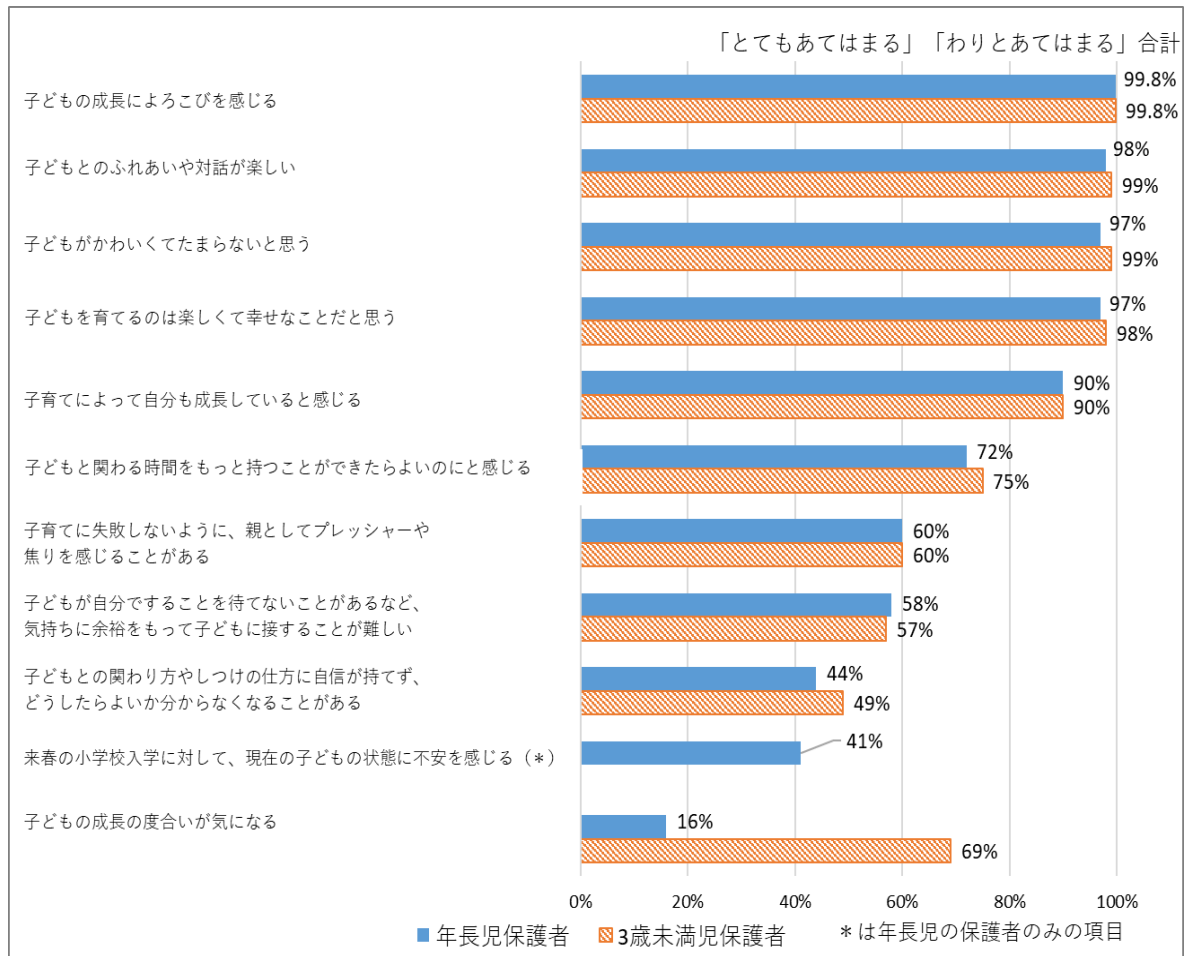
幼児期の学びを小学校教育に活かし接続するという保幼小連携・接続の意義については、関係者間で共有され、人的交流などの取組がなされていますが、教育課程の編成など、具体的な取組がシステムとして十分に確立されていない状況であり、その対応を検討する必要があります。

併せて、就学に不安を感じている保護者へのきめ細かな対応も求められています。

5 家庭における子育て・教育、子育て支援

(1) 現状

①保護者の子育てで感じていること

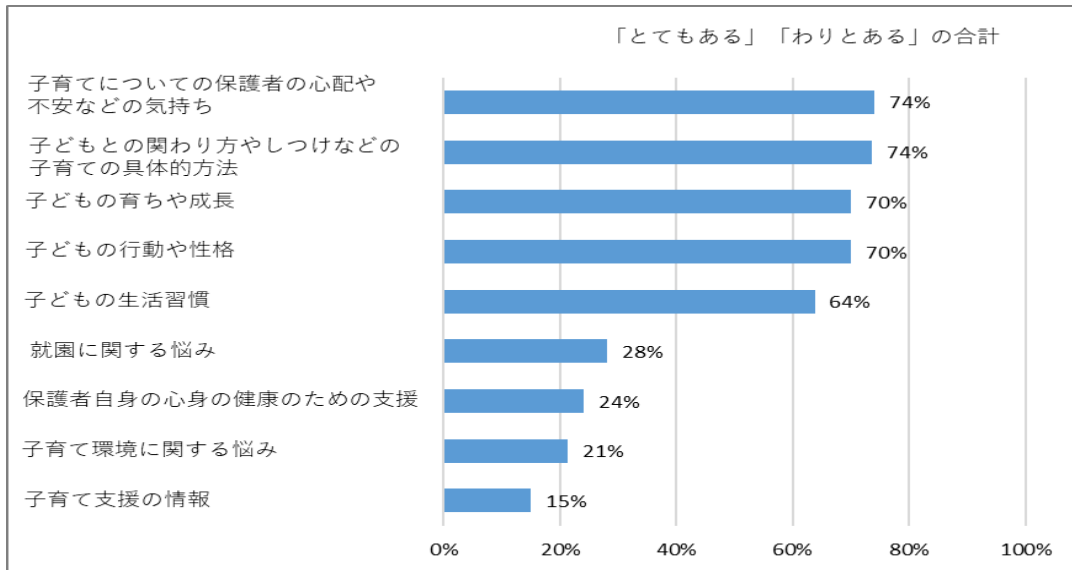


【年長児保護者1,409件・3歳未満児保護者1,462件 回答 あてはまるもの全て選択】

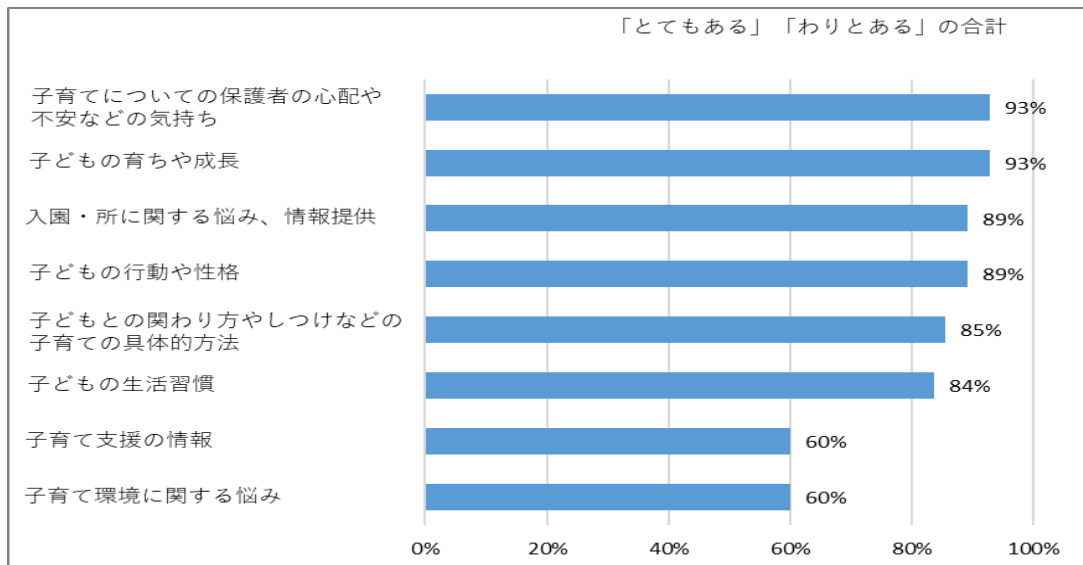
本県の年長児・3歳未満児の多くの保護者が、「子どもの成長に喜びを感じる」「子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う」「子どもとのふれあいや対話が楽しい」「子どもがかわいくてたまらないと思う」と感じています。また、「子育てによって自分も成長している」と感じており、育児を楽しみ、育児が自己成長につながっていると感じている保護者が多いと解釈できます。

注目したい点として、3歳未満児保護者は、「子どもの成長の度合い」が気になっており、これは、低年齢の幼児ほど保護者はその成長に思い悩むことがあるということを示しています。

②保護者からの相談内容



【園長・所長174件 回答 あてはまるもの全て選択】



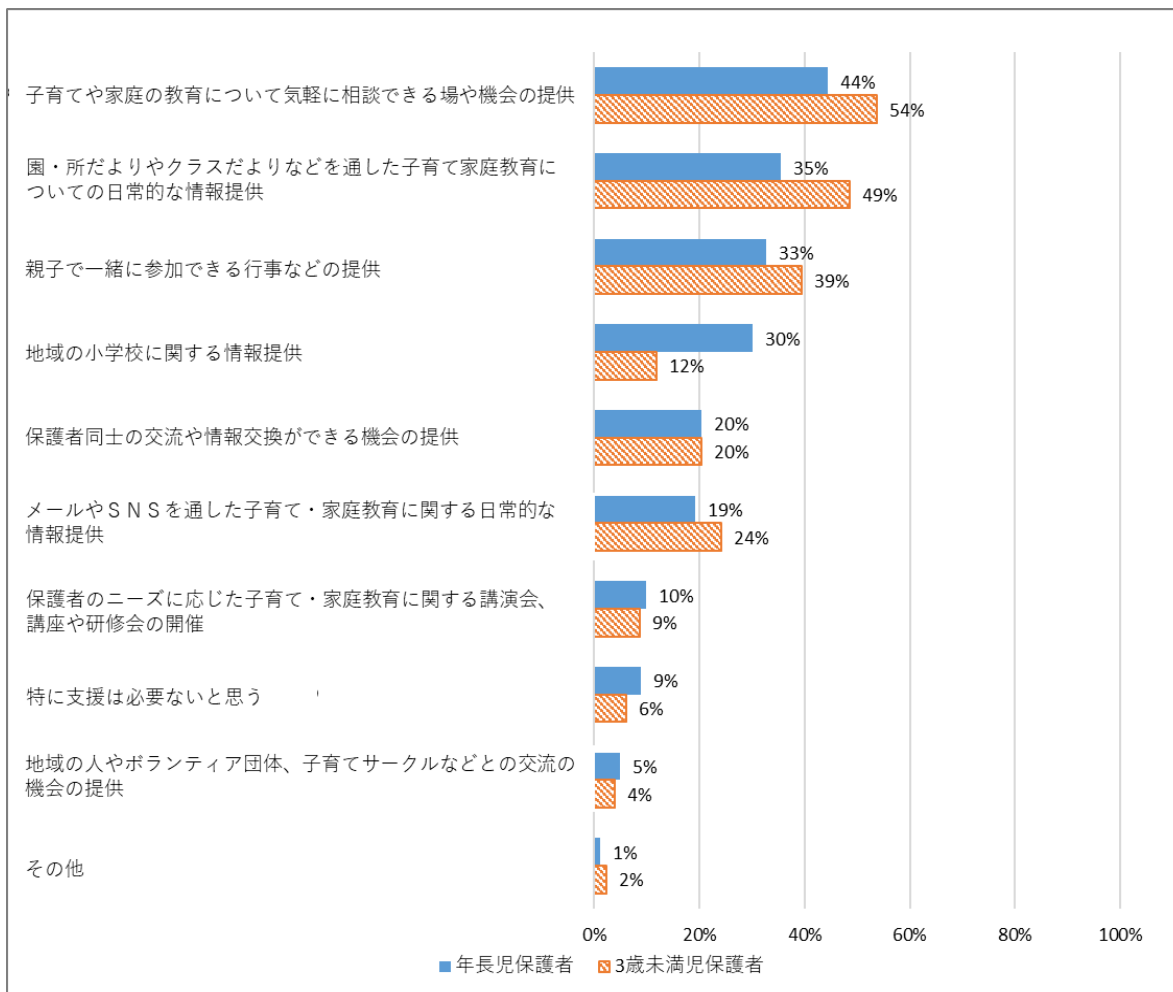
【子育て支援施設55件 回答 あてはまるもの全て選択】

幼稚園・保育所・認定こども園は、保護者から多岐にわたる様々な相談を受けていることが分かります。

幼稚園等には、「子育てについての保護者の心配や不安などの気持ち」「子どもとの関わり方やしつけなどの子育ての具体的方法」「子どもの行動や性格」「子どもの育ちや成長」「子どもの生活習慣」といった内容の相談が、保護者から寄せられていることが分かります。幼児の育ちの状況に関する具体的な相談が中心であると言えますが、一方、「子育てについての保護者の心配や不安などの気持ち」についても多くの相談が寄せられています。このことから、幼稚園等には、保護者の心配な気持ちに寄り添う支援が求められていると言えます。

子育て支援施設には、幅広い相談が寄せられている状況がうかがえます。特に「入園・所に関する悩み、情報提供」が多い様子が見られます。子育て支援施設は、入園・所前の幼児の施設入所に関する相談役としての重要な役割を果たしています。

③子育てや家庭教育に対し、幼稚園・保育所・認定こども園に期待する支援



【年長児保護者1,409件・3歳未満児保護者1,462件 回答 あてはまるもの3つまで選択】

保護者からの幼稚園等に対し、主に「子育てや家庭の教育について気軽に相談できる場や機会の提供」「園・所だよりやクラスだよりなどを通した子育て家庭教育についての日常的な情報提供」「親子で一緒に参加できる行事などの提供」等の支援を期待しています。また、年長児保護者は、先に「保幼小連携・接続」で示したとおり就学に不安を感じており(P12参照)、「地域の小学校に関する情報提供」を求めています。

(2) 課題

幼稚園・保育所・認定こども園に通う幼児の年齢や一人ひとりの個性等によって、保護者が求める情報や支援は異なることから、きめ細かな対応が必要となります。

このため、家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園、関係機関等の相互の連携を更に強化する必要があります。

【本県における幼児教育の充実に向けた課題】

以上、本県の幼児教育の実態把握に関する調査や推進委員会等での議論、幼児教育の国の動向を踏まえ、本県における幼児教育の充実に向けてた課題を次のように捉え、まとめました。

- 1 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園教育要領等に基づき、各幼稚園・保育所・認定こども園の創意工夫を生かした質の高い教育実践が求められています。本県の幼児教育において、幼児の学びや育ちの良さを伸ばし課題に対応する中で、幼児一人ひとりの健やかな成長を実現するためには、更に、幼児教育の内容・方法の改善・充実を図る必要があります。
- 2 保育者は、幼児教育の内容や方法等に課題を持ちながら、日々の実践に当たっています。幼児教育現場の働き方において、保育者一人ひとりの保育の質を高めるための学びの機会を確保する難しさがあるのが現状です。幼児の育ちを巡るめまぐるしい環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進するためには、保育者の資質及び専門性の向上を図るために実効性のある取組を推進する必要があります。
- 3 多くの幼稚園・保育所・認定こども園において、特別な配慮を必要としている幼児への対応を行っていますが、その理解と組織的な取組に課題があります。専門機関や関係機関と連携し、幼児の実態に応じた切れ目ない適切な支援を行うことができるよう、特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育の充実を図る必要があります。
- 4 保幼小連携・接続について、交流活動や聞き取り等が進んでいる一方で、発達の特性や学びの連続性を踏まえた接続に至っていない状況にあります。生きる力の基礎となる幼児教育の成果を小学校教育に円滑につなげることができるよう、保幼小接続カリキュラムの必要性について、理解を図るとともに、その取組の充実を図るために、保幼小連携・接続を推進していく必要があります。
- 5 子育てには多様な悩みや課題があります。幼児一人ひとりの健やかな成長のためには、関係者が協力・連携し合い、課題に寄り添った支援をする中で、それぞれの教育力を高めることが重要です。関係機関と連携し、体制を整備し、家庭、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、幼児教育の充実を図る必要があります。
- 6 幼児教育の充実と質の向上のための取組を持続可能なものとするため、幼児教育推進体制の強化・充実を図る必要があります。

Ⅲ 幼児教育の目指す方向

Ⅰ 目指す幼児教育

山梨の豊かな環境の下、
幼児の主体的な活動や遊びを通して、
子ども一人ひとりが、のびのびと自己を発揮し、
互いの良さや可能性を認め合う力を育む幼児教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

幼児は、遊びを中心にした生活を通して、様々な学びをしています。こうした幼児期の遊びを通した豊かな学びが、小学校以降の学びの力にもつながり、生涯において学び続ける力の土台となっています。

山梨には、自然や地域における人のつながり、伝統・文化など豊かな環境があります。生涯教育のスタート地点にある幼児期において、本県の幼児は、それら身の回りの環境に興味をもち、夢中になって遊び、主体的な活動を通して、様々な体験をし、多様な人と関わるすることができます。

本プログラムの4ページで記載したとおり、山梨県の幼児の育ちの特長として「自らやりたいことを見つけて、伸び伸び遊ぶ」「遊びに集中し、より楽しくなるようなアイデアを出したり工夫したりする」をあげることができますが、一方で「いざこざ場面などで双方の気持ちを代弁したり、解決への方法を提案したりしている」など、自己調整能力については、発展途上にあります。

また、幼稚園・保育所・認定こども園や家庭において、幼児教育で重視していることは、主なものとして「自分を発揮して伸び伸び遊ぶこと」「基本的な生活習慣を身につけること」「人への思いやりをもつこと」（「令和2年幼児教育実態把握調査の結果」令和3年山梨県教育委員会を参照）をあげることができます。山梨の幼児教育は「主体性」や「遊び」を大切にすることで、子どもの健やかな育ちを支えているとすることができます。

山梨県では、豊かな環境の下に繰り広げられる主体的な活動や遊びを通して、一人ひとりの幼児が、将来、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培う教育、あふれ出す幼児一人ひとりの声や思いが大切にされ、その子らしく育ち、それを認め合える教育を目指します。

2 プログラム推進に当たっての基本的な姿勢

上記の「目指す幼児教育」の実現に向け、常に以下の3つの姿勢をもって、本プログラムを推進していきます。

(1) エビデンスに基づく取組の推進

幼児教育に関わる現場の課題等を調査や聞き取りによって正確に把握し、分析・研究するとともに、その結果を関係者間で共有すること。

(2) 山梨ならではの取組の推進

豊かな自然を活かした幼児教育の推進、顔の見える関係構築による教育課題の解決・改善に向けた研究の推進等、山梨の環境や規模を活かした取組を進めること。

(3) オール山梨による取組の推進

幼稚園・保育所・認定こども園、保育者、家庭、行政、関係機関が互いに連携・協働しながら、それぞれにおいて当事者意識をもち、必要な取組を進めてもらうこと。

3 基本方針と重点目標

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、「Ⅱ 本県における幼児教育の現状と課題」、幼児教育推進委員会での意見、国の動向を踏まえ、次の6つの基本方針と重点目標を掲げ、必要な取組を進めていきます。

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実

重点目標	(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解促進 (2) 幼児教育の質の評価と改善の促進 (3) 教育環境の整備 (4) 新型コロナウイルス感染症等への対応
------	--

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

重点目標	(1) 研修体系の整備と研修内容の充実 (2) 助言体制による園内研修の充実 (3) 保育者間、幼稚園・保育所・認定こども園の相互連携の促進 (4) 幼稚園教員免許と保育士資格の併有の促進と上位免許の取得の推進
------	--

基本方針3 特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育の充実

重点目標	(1) 特別な配慮を必要とする幼児の理解促進と指導の充実 (2) 保護者、関係機関・部局と連携した切れ目ない支援の推進
------	--

基本方針4 保幼小連携・接続の推進

重点目標	(1) 幼児教育と小学校教育の相互理解の促進 (2) 連携・接続カリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進
------	--

基本方針5 家庭・地域における幼児教育の充実

重点目標	(1) 家庭・地域における教育への支援の充実 (2) 関係機関相互の連携の強化
------	--

基本方針6 幼児教育推進体制の強化・充実

重点目標	(1) 市町村及び関係機関・大学・部局との連携の強化 (2) やまなし幼児教育センターの取組の充実
------	--

Ⅳ 施策の具体的な内容

基本方針Ⅰ

幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園において、幼児教育の更なる改善・充実が図られるよう連携や取組の強化に努めます。

重点目標(Ⅰ) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解促進

幼稚園教育要領等に基づいた質の高い実践が行われるよう、研修会等様々な機会を通じて趣旨や内容の理解の促進を図ります。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼稚園教育要領等の趣旨やその内容の理解を促進します。	○ 幼稚園教育要領等に基づいた研修会を実施します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 ○ 幼児教育アドバイザー ⁴ の訪問支援を実施します。 〈義務教育課〉 ○ 幼稚園教育要領等に即した幼稚園等の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題についての協議会を実施し、幼稚園等に情報提供します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

⁴ 幼児教育の専門性や経験等を生かし、幼稚園・保育所・認定こども園の園内研修への助言・支援を行う者。幼稚園等からの要請を受けて、「やまなし幼児教育センター」が派遣する。

重点目標(2) 幼児教育の質の評価と改善の促進

それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園において、自らの施設の教育を評価し、改善につなげていくカリキュラム・マネジメント⁵の在り方について、関係者とともに研究を進め、質の評価の導入、実践を促進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ カリキュラム・マネジメントの意義についての理解を深め、教育活動、その他幼稚園等の運営状況の評価を行い、その結果に基づき、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築するよう、幼児教育の質の評価の取組を促進します。	○ 評価の実施状況の把握を踏まえ、研修の実施による幼児教育の質の評価の理解促進、幼児教育アドバイザーの訪問支援による外部の視点を入れた活動の見直しなど、学校評価等の実施による運営改善を促進します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 日々の実践による幼児一人ひとりの学びの状況を的確に評価する取組を促進します。	○ 記録やドキュメンテーション ⁶ 等を活用した評価の方法の調査・研究を進め、研修の実施や幼児教育アドバイザーの派遣を通して周知を図ります。 〈義務教育課〉

⁵ 各幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程等の計画に基づき、全職員の協力体制の下、計画的に幼児教育活動等の質の向上を図ること

⁶ 幼児の活動を写真や動画、音声、文字などで視覚的に記録するもの

重点目標(3) 教育環境の整備

幼児期の興味や学びを更に深めるために最先端技術の活用、安全・安心な環境の整備等、教育環境の更なる整備が図られるよう先進事例を積極的に情報提供するなど、必要な方策を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするため、先端技術の活用等、教育環境の整備を促進します。	○ それぞれの教育環境に基づき、教育の質の向上や安全性の確保等の観点から環境の工夫や改善を促します。 〈義務教育課〉 ○ 研修会や幼児教育アドバイザーによる指導等を通し、教育環境整備の充実の必要性の周知や先進事例の情報を提供し、その整備を促進します。 〈義務教育課〉 ○ ICT 導入に対し支援を行います。 〈子育て政策課〉

重点目標(4) 新型コロナウイルス感染症等への対応

専門職や関係機関等と連携し、幼児教育推進体制の整備、研修会等の機会を通じ資質等の向上を図ります。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 新型コロナウイルス感染症等の影響下においても、幼児の心身の健全な発達に向けた幼児教育の充実を図ります。	○ 学びを継続するための実践方法について、広く県内外の先進事例を調査し、研究を進めます。 〈義務教育課〉 ○ 研修等の充実により、保育者の資質向上、感染防止に向けた取組を推進します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

基本方針2 保育者の資質及び専門性の向上

保育者が無理なく、効果的に資質の向上が図られるよう、研修の体系化等の取組を推進します。

重点目標(1) 研修体系の整備と研修内容の充実

キャリアステージに応じた適時適切な研修を受けられるよう、保育者の身に付けるべき資質・能力を明確化した指標を作成し、これを踏まえた研修の体系化を進めます。また、現場のニーズや課題に相応した内容になるよう不断に見直しを行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 保育者のキャリアステージに応じた研修等により、資質向上を図ります。	○ 関係者の意見を伺いながら、保育者の育成指標⁷を作成し、各職階・役割に応じた研修体系を構築します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 ○ 研修の内容について、現場のニーズを聴取し、改善を図ります。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 ○ オンラインを活用した研修など、保育者が参加しやすい研修方法を取り入れるなど工夫します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

⁷ 保育者が自身のキャリアステージにおいて、身に付けることが望まれる資質・能力を示したもの

重点目標(2) 助言体制による園内研修の充実

将来にわたり持続的な資質の向上を期する上で、園内研修の実施が極めて重要であることから、要請に応じて幼児教育アドバイザーを派遣し、園内研修の実施や改善に向けた助言・指導、共同研究を行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 園内研修の支援や共同研究を行い、施設外での研修に参加しづらい保育者の学びの機会の充実を図ります。	○ 幼児教育アドバイザーや自然保育アドバイザーを派遣し、園内研修への助言・支援、共同研究や自然体験活動に関する指導等を行います。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

重点目標(3) 保育者間、幼稚園・保育所・認定こども園の相互連携の促進

研修会等の機会を活用し、異なる幼稚園・保育所・認定こども園の保育者が教育の内容や方法等について意見交換する場を設けるとともに、保育参観を受け入れてくれる幼稚園・保育所・認定こども園の情報提供などの取組を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 保育者が相互に幼児教育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながるよう、保育者、幼稚園・保育所・認定こども園の連携を促進します。	○ 研修会において、講義だけでなく意見交換や協議する場を設定し、施設類型の違う保育者が交流するなど工夫します。 〈義務教育課〉 ○ やまなし幼児教育センターにおいて、関係者も含めてテーマや課題に沿って意見交換する場を設けます。 〈義務教育課〉 ○ 保育参観が可能な幼稚園・保育所・認定こども園の情報を収集し、情報提供します。 〈義務教育課〉 ○ 県内の先行事例の紹介や幼児教育アドバイザーの訪問等により、地域ごとの主体的な学び合いを促します。 〈義務教育課〉

重点目標(4) 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進と上位免許の取得の推進

幼稚園教諭免許と保育士資格の併有率を高めるとともに、保育者の専門性の向上を図る観点から、上位免許の取得を促進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有と上位免許の取得を促進します。	○ 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有に対し支援を行います。 〈子育て政策課〉 ○ 上位免許の取得に係る認定講習等開設校の情報提供を行います。 〈義務教育課〉 ○ 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有と上位免許の取得について、研修会の機会を通し、管理者の理解を図ります。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

基本方針3

特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育の充実

特別な配慮を必要とする幼児への幼児教育に関する理解を促進するとともに、保育者の専門性の向上、特別な配慮を必要とする幼児への対応について、幼稚園・保育所・認定こども園の実状に即したきめ細かな支援を行います。

重点目標(1) 特別な配慮を必要とする幼児の理解促進と指導の充実

特別な配慮が必要な幼児に関わる基本的な事項について、研修等を通じて理解を促進します。また、要請に応じて幼児教育アドバイザーを派遣し、必要な助言を行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 特別な配慮を必要とする幼児に関わる基本的な事項についての理解を促進し、保育者の専門性の向上を図ります。	○ 保育者（児童発達支援センター等 ⁸ に勤務する者も含む ⁹ ）の理解促進、専門性向上のための研修会を実施します。 〈義務教育課〉 ○ 幼稚園・保育所・認定こども園の要請に応じて専門性を有した幼児教育アドバイザーを派遣し、助言を行います。 〈義務教育課〉
◎ 特別な配慮を必要とする幼児への指導・支援を充実させるよう体制の整備を推進します。	○ 特別支援教育に関する校内委員会 ¹⁰ を設置するとともに、特別支援教育コーディネーター ¹¹ を園務分掌に位置付ける体制の整備を促します。 〈義務教育課〉 〈高校改革・特別支援教育課〉 ○ 障害児や医療的ケア児が在籍する幼稚園・保育所・認定こども園に対し支援を行います。 〈子育て政策課〉

⁸ 主に未就学の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するための児童発達支援センター及び児童発達支援事業所のこと（児童発達支援ガイドライン 厚生労働省）

⁹ 児童発達支援センター等においても、支援の質及び職員の資質の向上は必要であることから、特別支援教育の研修については、児童発達支援センター等の職員も対象に含め、参加を募る。

¹⁰ 園長のリーダーシップの下、全園的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置する（発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン 平成29年3月文部科学省）

¹¹ 園長は、園内の関係者及び関係機関との連携調整並びに保護者の連絡窓口となる特別支援教育のコーディネーターの役割を担う者を指名し、園務分掌に位置付けて特別支援教育を推進する（発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン 平成29年3月文部科学省）

重点目標(2) 保護者、関係機関・部局と連携した切れ目ない支援の推進

様々な機会を通じて、個別の教育支援計画¹²やサポートノート¹³の必要性、作成方法等について周知を図ります。また、特別な配慮を必要とする幼児に対応した切れ目ない支援が行えるよう、関係機関（市町村、児童発達支援センター等）との連携を強化するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園に対し、その情報を提供します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 特別な配慮を必要とする幼児への切れ目のない指導や支援を推進します。	○ 個別の教育支援計画やサポートノートの必要性及び作成方法など、研修会の機会や幼児教育アドバイザーの園訪問の折りに周知を図ります。 〈義務教育課〉 〈高校改革・特別支援教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 継続的な支援を行うための体制に係る情報の提供を行います。	○ 関係機関と連携し、支援体制の情報整理をし、提供します。 〈義務教育課〉 〈高校改革・特別支援教育課〉 〈子育て政策課〉

¹² 保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、勤労等の関係者などが幼児児童生徒の状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うためのツール

¹³ 子どものよりよい成長を目指し、保護者を含めた関係者同士の共通理解を深めるための相談支援ファイル

基本方針4 保幼小連携・接続の推進

幼児期から小学校期への発達と学びの円滑な接続が図られるよう保幼小連携・接続の取組を推進します。

重点目標(1) 幼児教育と小学校教育の相互理解の促進

保幼小連携教育研修会において、幼児教育と小学校教育関係者による意見交換の実施により理解を促進するとともに、それぞれの地域において、幼児教育と小学校教育の相互の現場訪問や意見交換の機会が拡充されるよう働きかけを行います。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼児教育・小学校教育の互いの教育についての理解や幼児教育で培った学びと育ちを小学校につなぐための方法等についての理解を促進します。	○ 幼稚園・保育所・認定こども園の保育者及び小学校の教職員等を対象に、合同で研修を実施します。 〈義務教育課〉

重点目標(2) 連携・接続カリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進

現行の連携・接続カリキュラム¹⁴の実施状況や課題の把握を行い、先進事例等を調査し、必要な改善策の検討を進め、作成・実践を促進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取組を推進します。	○ 有識者等からなる研究会を設置し、接続カリキュラムの実施状況の把握や先行事例の調査等を行い、円滑な接続に向けた取組を検討していきます。 〈義務教育課〉 ○ 検討結果をガイドラインとして取りまとめ、情報提供するとともに、地域の特性に応じた保幼小連携・接続の実施を促していきます。 〈義務教育課〉

¹⁴ 幼児期と児童期の接続を意識する期間の教育課程及び保育課程
小学校の接続カリキュラムを「スタートカリキュラム」という。小学校に入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

基本方針5 家庭・地域における幼児教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、連携して幼児の健やかな育ちを支えるよう、必要な取組を推進します。

重点目標(1) 家庭・地域における教育への支援の充実

子育ての主軸は家庭にあることから、家庭・地域の教育力向上や不安・心配に寄り添った情報の提供等、必要な支援を進めます。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 家庭・地域の教育力向上により、幼児の健やかな成長が実現できることを推進します。	○ 家庭での取組内容を分かりやすく伝える資料の作成など、保護者の実践につながる情報提供を行います。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 〈生涯学習課〉

重点目標(2) 関係機関相互の連携の強化

関係機関・部局間の連携を促進し、子育て支援を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 関係機関・部局との連携を促進し、子育て支援を推進します。	○ 市町村、他関係機関と情報を共有するなど、連携を促進します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉 〈生涯学習課〉

基本方針6 幼児教育推進体制の強化・充実

幼児教育の充実と質の向上のための取組を持続可能なものとするため、幼児教育推進体制の強化・充実を図ります。

重点目標(1) 市町村及び関係機関・大学・部局との連携の強化

幼児教育の現状や課題を把握し、情報を共有するため関係部局との連携を強化するとともに、市町村、関係機関、大学との連携を推進します。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 関係部局との連携を強化します。	○ 「幼児教育内部検討会議」を実施し、幼児教育の現状や課題を把握し、情報共有するとともに、幼児教育の推進に必要な検討を行います。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 幼児教育の充実と質の向上のための検討を行うため、市町村、関係機関、大学との連携を強化します。	○ 「幼児教育推進委員会」を開催し、関係者と連携し、幼児教育の推進に必要な検討を行い、取組の充実を図ります。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

重点目標(2) やまなし幼児教育センターの取組の充実

将来にわたる幼児教育アドバイザーの安定的な確保・充実など、やまなし幼児教育センターの今後の課題について検討を行い、幼児教育の推進拠点にふさわしい施設として、確固たる評価が得られるよう、不断の見直しを進めます。

【取組の方向と取組内容】

取組の方向	取組内容
◎ 実態に即した幼児教育の推進に努めます。	○ 幼児教育の実態に基づいた、より質の高い教育を推進するため、調査や聞き取り・研究等を実施します。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉
◎ 将来にわたり、全県的にきめ細かな指導が行えるよう、幼児教育アドバイザーの十分な確保を図ります。	○ 幼児教育アドバイザーの育成や確保の方法について検討します。 〈義務教育課〉
◎ やまなし幼児教育センターの活動の改善を図ります。	○ やまなし幼児教育センターの取組に対する「幼児教育推進委員会」等関係者の評価等を踏まえ、見直し、改善を図ります。 〈義務教育課〉 〈子育て政策課〉

参考資料

関連資料等

【教育・保育の基本】

資料名	掲載場所 [URL アドレス]	QR コード
「幼稚園教育要領」平成29年「幼稚園教育要領解説」平成30年 文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019.htm	
「保育所保育指針」平成29年「保育所保育指針解説」平成30年 厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html	
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」平成29年「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」平成30年 内閣府 文部科学省 厚生労働省	https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html	

【施策等】

山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）令和3年9月 山梨県	http://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/top.html	
第2期山梨子ども・子育て支援プラン 令和2年3月 山梨県	http://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/kodomokosodateplan/documents/keikaku.pdf	
令和2年幼児教育実態把握調査の結果 令和3年 山梨県教育委員会	https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/youkyo/documents/r2yjhtkekka.pdf	
やまなし教員等育成指標～学び続ける教員のために～ 平成29年11月 山梨県教育委員会	https://www.pref.yamanashi.jp/kyouikusom/somkikaku/somkikaku/documents/izenbun.pdf	

【指導資料等】

「幼稚園教育指導資料第1集 指導計画の成果と保育の展開 平成25年改訂 文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233.htm	
「幼稚園教育指導資料集第5集 指導と評価に生かす記録」 平成25年改訂 文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341235.htm	
「幼児教育に基づいた評価」 平成31年3月 文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/07121724/1296261.htm	
「保育所における自己評価ガイドライン」 令和2年3月 厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf	
「幼稚園における学校評価ガイドライン」 平成23年11月 文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakkohyoka/08050824.htm	
「幼児期運動指針」「幼児期運動指針ガイドブック」 平成24年 文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319771.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/unndousisin/1319772.htm	
幼児教育の質の向上について（中間報告） 令和2年5月 幼児教育の実践の質向上に関する検討会	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/140/mext_00385.htm	
明日の保育につなげるー指導の改善に生かす「評価シート」ー 国立大学法人 東京学芸大学 文部科学省	https://www.mext.go.jp/content/20210423mxt_youji-000014566_12-3.pdf	
効果性のある学校評価の実施に向けてー幼児教育の向上につなげる学校評価ガイドブックー 公益社団法人 全国幼児教育研究協会	https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_youji-000014566_13-1.pdf	

【保幼小連携】

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告書）」平成22年 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議	http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/11/22/1298955_1_1.pdf	
「スタートカリキュラムスタートブック」平成27年 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター	https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_mini.pdf	
「保育所・幼稚園・小学校の連携事例集」平成21年 文部科学省 厚生労働省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258039.htm	
スタートカリキュラムの効果的な活用を 平成31年 山梨県教育委員会	http://www.ypec.ed.jp/gimukyo/youji/2018/SCL.pdf	

【防災・安全教育】

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 平成31年 文部科学省	https://mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf	
学校の危機管理マニュアル作成の手引き 平成30年 文部科学省	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyoun_all.pdf	
山梨県学校防災指針 令和3年 山梨県教育委員会	http://www.ypec.ed.jp/webkyou/bousai/hyoushi.pdf	

【特別支援教育】

やまなし特別支援教育推進プラン 2020 令和2年 山梨県教育委員会	https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetushien/plan.html	
「個別の教育支援計画」の作成と活用の手引き 平成30年 山梨県教育委員会	https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/siennkeikaku.html	
特別支援コーディネーターハンドブック 令和3年 山梨県教育委員会	http://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/documents/coordinatorhandbook_kaitai.pdf	
学校間連携ガイドブック 平成25年 山梨県教育委員会	https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/leefret_handbook.html	
【改訂第3版】障害のある子どもの就学支援ハンドブック ～特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築～ 令和2年 山梨県教育委員会	https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/gakkyuuhennsei.html	
「サポートノート」と「就学支援シート」活用ガイドブック[改訂版] 平成30年 山梨県教育委員会	https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetushien/documents/h30_supportnote_guidebook.pdf	
やまなし発達障害者支援ガイドブック 山梨県	https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/hattatsu.html	

【子育て支援】

やまなし子育てハンドブック 令和3年度 山梨県	http://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/64335304321.html	
「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育事例集 平成21年 文部科学省	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258040.htm	
「幼稚園における子育て支援に関する研修についてー研修プログラム作成のためにー」平成20年 子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議	https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2009/03/16/1258023_1.pdf	

【自然保育】

やまなし自然保育導入支援手引き (本篇) 平成31年 山梨県	https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/documents/honpen.pdf	
やまなし自然保育導入支援手引き (事例集)	https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/documents/jireihen.pdf	

令和3年度 幼児教育推進委員会

【委員】

<敬称略>

	氏 名	所 属・職 名	備考
1	中村 和彦	山梨大学 理事 副学長	委員長
2	加藤 繁美	東京家政大学 教授	
3	遠藤 清香	山梨学院短期大学 学長	
4	小西 貴士	エコカレッジぐうたら村 共同代表 大妻女子大学、 聖心女子大学 非常勤講師	
5	廣瀬 集一	山梨県保育協議会 会長	
6	鈴木 信行	山梨県私学教育振興会幼稚園部 部会長	
7	荻原ひろみ	山梨県国公立幼稚園教育研究協議会 事務局長	
8	水谷みや美	私立幼稚園PTA連合会 会長	
9	星 亜季菜	保育所保護者連合会 会長	
10	市川 満	やまなし幼児教育センター 相談役 山梨大学 理事	
11	土屋 嘉仁	子育て支援局 子育て政策課 課長	
12	中込 司	教育委員会 教育監	
13	秋山 克也	教育庁 義務教育課 課長	

【開催状況】

第1回 令和3年 6月 3日

第2回 令和3年 9月10日

第3回 令和3年12月17日

山梨県幼児教育振興プログラム
～幼児教育の質の向上を目指して～

令和4年3月 山梨県・山梨県教育委員会

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県 子育て支援局 子育て政策課
電話 055-223-1412

〒400-8504
山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県 教育庁 義務教育課
電話 055-223-1765